

現実的な対応だけを求めれば同じような気もするが、本来は幼児教育と保育は違う。幼児教育では発達に視点を置いて、それはまだ保育所ではやりきれてない。今のニーズを考えると、保育の中でも幼児教育の専門性をきちんと取り込んでいく必要がある。保育の中で勉強して欲しい。

5—2 保育士資格+1年間の介護福祉士養成課程単位取得による介護福祉士資格取得について

ありがたい。専門的な知識を持っていれば、あとは技術的なものを身につければ十分。少子高齢化の中で生徒たちにとってはつまづいた時に有益。幼稚園とデイサービスセンターが併設されているところもあるので、お年寄りにも対応できる保育士は素晴らしい。

5—3 保育士と社会福祉士との関係について

より高い専門性という意味では専修の保育士で社会福祉士も取れているのは大事なこと。しかし、4年間では追いつかないのでは。保育士の専修と社会福祉士で保育士であるということで意味合いがマッチングする。

6 保育士試験について

6—1 保育士試験合格による保育士資格取得について

通信で一回のスクーリングが望ましい。保育士の試験を受けるための資格取得が望ましい。ただ点数を取るためだけのテストはどうかと思う。

7 その他、保育士養成課程について全般的に

7—1 保育士養成課程全般についてのご意見

場数や基礎知識がなくてもいい、日誌も本格的な物でなくていい、養成過程の早い時期に体験実習で感じてもらいたい。そのうえで、2年生に本格実習へとつなげていく。フィールドを持つということは本格実習で行う。

保育とは児童福祉のエキスパート。ソーシャルワーカーとは利用者の味方であり、最後まで裏

切らない、そのことが人権尊重につながる。そのことを教えてもらえることが大事。お金儲けだけじゃないスピリッツをもってほしい。親御さんや子の味方にいける保育士としての保育原理を持っていただきたい。

◆学識経験者へのヒアリング結果内容

(1) O氏

1 教育内容について

1-1 現行の教育課程について

保育士は、保育所だけでなくほとんどの児童福祉施設で保育士を置くということになっている。18歳未満を対象とするということで、往々にして保育士＝保育所あるいは保育サービスの保育士の養成と混同される部分がある。あくまでも保育士養成というのは、全ての分野にわたる保育士。今度の児童福祉法改正で明らかに「業とする者」という名称独占のはっきりしたものになった。保育所とか児童福祉施設で職務をする人を保育士というものは明らかに変わった。保育士養成というの、基本的な考え方として必修科目というのが児童福祉分野全てにわたる業務を担う職、個人を養成するという視点で捉え、ここでは全て総合的にまずみるということから出発している。

具体的には、社会福祉援助技術、教育原理、家族援助論、保育内容、養護内容については更に充実させる必要があるのではないか。

まず、社会福祉援助技術では、例の法律の改正で保育指導という趣旨が入った。いわゆる相談、援助、保護者に対する保育に関する指導というこの部分を援助技術、家族援助論で満たす方向。社会福祉援助技術は、あくまでも社会福祉士になるためのプロセスのカリキュラム。その内容を保育士課程で取り入れた。本来的に言えば、保育指導技術のような趣旨に組み替えるか、あるいは社会福祉援助技術の中にプラスするか包含して保育指導を入れていく。保育に関する相談援助技術を本格的に養成の中で入れたほうがいい。1つは、保育臨床的な技術を子どもに焦点をあてて考える。もう1つは、子育て支援といった法律上の保育指導と深く関わる、保育ソーシャルワークの側面をしっかりとこの中で位置づけたらどうか。場合によっては、社会福祉援助技術も学んで且つ保育ソーシャルワークについての科目は増やした方がよいと思う。

社会福祉援助技術は、演習でやる方法もあるが、本来的な基礎的な知識、技術として講義で身につけるとともに演習、実習を重視する。ソーシャルワーク全般にプラスして保育ソーシャルワークをおくべきではないか。

教育原理については、幼保一体が現実に進んできている中で、教育とは何かということ、教育原理と共に教育内容的なものを入れるかどうかの検討は必要と思う。幼稚園で実習までやるのが望ましいが、講義、実習の中で幼児教育についても理解する。これも可能ならば教育原理だけでなく、教育内容の理解が必要ではないか。保育所中心に考えがちだが、教育内容というのは、学童との保育の関わりも保育士には重要である。情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童養護施設など教育内容をそういう視点からも含める。まして、認定こども園、幼保一体の問題がこれだけ出てきているのでその中に学校との連携を含めて、教育原理ではとてもカバーしきれないものについても大事かと思う。幼児に限定しないで教育内容の理解が必要である。学校でのいじめ、不登校、思春期のひきこもりなど深刻になればなるほど対応は施設でも大変。保育ソーシャルワークのなかでも大変になる。それをしっかり全体的に理解するし、知識や技術を見につける。当然教育カリキュラムについてももっと理解した方がよい。

家族援助論については、基礎知識、講義の段階で保育ソーシャルワークという趣旨を含めてはどうか。家族援助論は、制度も実践も臨床も全部含めたものとして考える。社会福祉援助技術、家族援助論を展開させ、プラスして保育ソーシャルワークをしていく。

保育内容は、養護内容とどう違うのか。保育の専門性と養護の専門性ということかというと、簡単に分けると養護内容は、どちらかと言うと児童指導員が身につけているべき専門性。保育内容は、保育士が身につけているべき専門性。ところが、保育所もそうだが児童福祉施設全体で考えるとそれを養護内容という言葉だけで全部一括りにしていいのかという問題がある。保育士という職種と児童指導員との職種との検討

が必要。同じことをやっている場合が結構ある。児童指導員は、ソーシャルワークも担う。社会福祉士の資格をえるための実習の対象となっているところは、児童指導員がいる所が対象となっている。児童指導員的な仕事の内容を養護内容とし、保育士的な仕事を保育内容と、明確化させることが1つある。保育士も児童指導員もあまりにも共通性がある。養護内容に絶対に必要なのは、障害児の養護。障害児保育というのは、知的障害児施設、あるいは知的障害児の通園の施設の保育士にとって大事だというのは理屈では分かるが、かなり保育所を視野にしている。そういう点でいうと、児童福祉施設で職務する保育士ということをもっと位置づけた方がよい。

1—2 教育課程について今後どのようにあるべきか

倫理・保育者論をどこでもっと明確に位置づけるか。個人情報保護法のことととにかく仕事も煩雑になっている。ある意味では誤解も含めて、個人情報保護、秘密保持、漏らしてはならないということの本当の意味とかどう応用するかが上手くいっていない所がある。そういう意味では、保育原理の中でこれらを強調する必要があるのではないか。

情報機器の活用とかに関する科目は、あまり考える必要はないと思う。IT機器を活用するということは、今の社会人としての常識。それを科目として入れるということは考える必要はないと思う。あくまでも保育士としてということを考えて他のカリキュラムや内容からいうと質が違うと思う。たとえば養成校のカリキュラムの中で考える方がよい。施設経営・運営は、当然大事だが、今の内容からすると、社会福祉、児童福祉、保育原理などでだいたい基本は学べる部分もあるかと思う。

1—3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

一律ということよりも段階を明確にする。実習段階の明確化は大事。実習の1つのシステムの中に通年実習の導入が必要。インターン的なシステムを含めて考える。デュアルシステムを

導入しようと厚生労働省は、労働行政の中で考え始め、昨年度あたりから研究も進められている。産学は大事だが、今、それだけでいいのか。そういう意味では学びながら仕事をする。仕事をしながら学ぶというシステムを作る。例えば、大学に所属しながら保育所などで仕事をする。つまり、座学と実学をデュアルにやっていく。理論と実践を統合するという趣旨から言えば、また今後、社会人学生が増加することも考えると、デュアルシステムを導入していくということもひとつの検討素材である。

実習段階を明確にしていくという所では、4年制、2年制、養成校と一緒にするのは難しいと思う。2年制大学で習得するものを三段階のAとする。4年制大学で行うものを三段階の内の真ん中のBとする。Cは、特殊だが、大学院レベルであるいは4年制大学の一部がそれであってもよい。特に高度専門教育が大事。実務を基本に置いた高度専門職者養成がC段階。それぞれに応じて実習のプログラムが違ってくると思う。通年実習は、短期大学は事実上難しい。せめて一年次に基礎実習をして、二年次に本実習的にそれを長期にわたって何日間ずつ分けるかどうかの議論が出てくる。B段階の場合は、大学、養成校の場合は、通年実習を必ず取り入れて、インターンシップなども取り入れていくことは可能だと思う。第3段階のCの実習では、デュアルシステムの活用も考えられる。職場にしながら制度として1年間、そのような教育の課程を何割かの給料は保障して、あるいは有給の休職的な形での実習を第三段階では考えてもよい。壁に突き当たったり、悩んだり、色んなことがあってもう一回勉強をし直そうと保育士の仕事を5年間ぐらいやった人がどんどん入れるというような形。これは、座学と実学、フィールドワークをかなり出来る。第三段階は、保育の研究職を養成するのも大事だが、やっぱり専門職としての高度の内容を身につける。そのような三段階の実習というのを理想論も含めて考えている。

大学での4年次は、専門性をより身につけるためのインターン的な実習。時には、職員と同

じような責任をもってもいいと思う。給料というものはないが、身分は学生で職業人としての部分を入れる。

1-4 養成課程の科目や内容の共通部分を多くするか、独自で設定する自由度を増やすか

養成校の独自性をより生かすのがよいと思う。基本的な部分は、当然共通だが、基礎コースに対して、特別コース。この特別コースで独自性を生かしていく。養成校は、高度専門職大学院的なものも視野に入れた養成校があつてよい。

独自性をより生かすというのは、三段階で言えば、二段階、三段階の所で専門コース。例えば、将来、施設経営者を目指す、保育所を中心として支援センター、乳児院など施設経営を目指すための保育のあり方というようなことがここにすれば大丈夫というもの。入学者の平均年齢が40歳前後とかそこまでは上がらないかもしれないが、そういうものがあつてよい。おそらくこの調査では、細目にわたって規定するということにはインタビューを受ける皆さんは疑問を持つと思うが、日本は、細目まで規定することで安定するという特徴がある。むしろ国が何かを示さないと、「どうして示さないのか」という声が出がちである。保育所保育指針は、ガイドラインだと言っても最低基準のように尊重する。そして国が定めた内容に応じるために結構苦勞しているのが現実である。したがって自由度を増やすことは望ましくても、現実には努力が必要かもしれない。

2 国家試験の導入について

2-1 養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

これについては、この研究で徹底して議論して頂くといいのではないか。何故、国家資格なのか。児童福祉法の改正で、国家資格になったと言われる。それまでの施行令で定めていた保育士とはこういうものであつて、養成校と試験の二本立てがあつて、というのが、児童福祉法の条文で18条の4から始まって20何条も増えた。その重さ。明らかに国がここまで縛りをかけた試験で、まさに全国保育士養成協

議会が各都道府県から委託を受けて保育士試験を統一でやる時代になっている。国家資格というのは、国家試験を課す資格を国家資格ということから言えば、まだ国家資格の定義の半分の意味しか持っていないと言える。国家試験を課すことについて、その必要性があるかどうかをもっと議論して、意見が分かれてもいいと思う。

高いレベルに押し上げた保育士の国家試験の導入には賛成だが、全部にこの高いレベルの保育士が必要だろうか。

どちらかと言うと国家試験をどんな性格のものにするかによる。第一段階は、いわゆる社会的親としての保育士を非常に広く広げる必要があると思う。そういう方たちにまで弁護士、医師、看護師、助産師や社会福祉士とかと同じようなものを課す必要があるかどうか。必要というのは簡単だが、それは何故か、どう普及させたいかということまでは分からない。技能や職能検定というのは、専門職で山ほどある。国家資格という意味は、重い。社会福祉士の経験で言うと、もう保育士は全部国家試験でいいかなと思うが、ただ社会的認知が進んでいるかといえば、必ずしもそうではない。先ほど述べた第三段階の中でいうと第二段階、第三段階はいうまでもなく、ここをクリアした人、単位を取得した人は試験を受ける。将来マネジメントも出来る。施設経営者としてお墨付きですよというような資格。障害児保育や乳児保育などのエキスパートになりうるとかシニア保育士的なもの。それぞれの分野で国家資格をもっている人がいてよいと考える。

この質問については、議論して議論して実態を色々確かめた上でないと答えがでない。現在もまだ保育士の資格制度において養成校と試験と並列させている。試験制度は、やっぱり保育士が足りない、保育士が本当に必要だった時代に、養成校だけでは不足していて、広く試験を課した。だから本来の意味の国家資格としての性格をもつならそれを強化して、養成校で学んだ人も一般の人もそこを頂点に国家試験をして国家資格をとるというのは1つありうる。いずれにしても、現在の二本立ての資格制度の再

検討がまず必要であり、それを抜きに国家試験をするかどうかを考えるのはどうもぴったりにない。現在の試験は、宙に浮くのか、どこに位置づけるのかということになる。

3 保育士資格のあり方について

3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

第一段階というのは、短大での養成が主となるが、第二段階は、当然第一段階を含む。それも含めて4年制とか専門養成校とかになる。そういう意味で第一段階は、18歳未満の子どもすべてを視野に入れてしっかりと身につける。第二段階の養成でも当然第一段階を含んでしっかりとそれを踏まえる。その上で第二段階では、乳児保育を専門とする、乳幼児期を専門とする、学童を専門とする、思春期を専門とするというものが出てくる。思春期を専門とする保育士は、もっといなければならないとますます感じている。

前にふれたように保育士と児童指導員の専門性のあり方の再検討が必要である。保育士は、生活を大事にするといっても指導をするという部分も沢山ある。保育士の一言がその人に大きく影響するというのも多い。基本的生活習慣が身につけていない、家庭での人間関係の基礎が出来ていない施設に入った子は、誰との関係でそういうものを育てていくのか。アタッチメント形成は乳幼児に欠かせないが、やっぱり再体験の中でしっかりと絆を結ぶというのも思春期の子どもを多く抱える保育士には必要で大事なこと。乳幼児を中心に養成をしていけば、私は不得意だからとか、こんな年齢の子どもに未婚の20代前半の人が太刀打ちできないという、思いだけで終わってしまう心配がある。そういう意味では対象とする子どもの年齢というのは、第二段階から分ける。例えば、非行や行動障害を持つ子どもにとっての保育士ということでもよい。当然障害もそう。あくまでも基本は、しっかりと0歳から17歳まで。それを見据えた形でその上で専門分化していったらよいのではないかと。

3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて
年齢と同様の考えで、領域別に保育士資格を分けていくのが近いかなと思う。資格取得の第一段階で終わった場合の資格と第二段階以上で終わった場合の資格とは、分けていいのではないかなと思う。それは、差別でなく区別。その時に今度は子ども中心ではなく、保護者を支援する、文字通り保育ソーシャルワーカーというのも保育士の中の重要な専門領域の1つ。第二段階ではむしろ保育ソーシャルワーカーとして育つという人が含まれていてよい。ステップアップできるシステムを考える。そこにインターシップやデュアルシステムを導入することを考える。

4 保育士養成年限等について

4-1 保育士養成課程の修業年限について

三段階ということで申し上げると一律でない方がよいと思う。当然修業年限の幅がある基礎的な段階から、より高度な保育、教育、養護、障害児保育、非虐待児などの心のケアを必要とする子どもに対応できる、入所児童の親に対応できる相談援助技術、地域の子育て支援、地域関連施設・機関と連携できる、地域のニーズ、サービスをコーディネートできる専門性が求められており、そのステップアップが必要である。

また、他の職員に対する指導的な保育士も必要である。科目数は、増やさざるを得ない。もっと必要な履修すべき科目が多くなる。専門性が求められるからそうだが、現実には、基礎段階の第一段階のみでは現在の科目でも足りない。もう1つは、実習を高度化しなければならない。第一段階から第三段階までは、ステップアップがしていけるような形が当然必要。

大学院での養成も特に高度専門職大学院の領域で大事。研究を中心とする大学院もあってもいいが、専門職養成を行う大学院のウエイトの方が高い。

5 保育士資格と他資格との関連について

5-1 保育士と幼稚園教諭免許との関係に

ついて

三段階で言えば、第一段階が現行どおり別々の資格、免許、第二段階以上で一本化の部分が出てくると思う。教育保育士という名称の人がでる必要があるかどうかはともかく、近未来を見通していくと現実には両方の資格を持ちたいという人も増えているし、現実のニーズも両資格をもっている人ということが求められるからその門戸まで閉ざす必要はない。第二段階以降で単位互換性とかを含めて、幼稚園教諭を持ちたい人も保育士の資格を持つという形でお互い互換していく。第一段階で保育士の資格をとり、幼稚園の資格をとって第二段階に行く人も当然いると思う。全体的に一本化、共通化する必要はないと思う。

5—2 保育士資格+1年間の介護福祉士養成課程単位取得による介護福祉士資格取得について

関連すればそれに越したことはないが、保育士の土俵で言うならば専門性から言って持たなくて良いと思う。資格を取りたい人からみると魅力があるかもしれないが、ケアワークとかソーシャルワークの共通性は同じかも知れないが、技術、実践から言って相当違う。そんな単純なものではないと思う。ただ、制度上、国がそうするというならば、それはそれで反対もしないし、賛成もしない。これは、介護福祉士の領域の話であって、保育士の話ではないのではないか。介護福祉士の資格をもって、一年間保育士過程を加えて保育士資格を認めますか、認めませんかということであればこれは議論した方がよいが、そもそもそんなに共通性はないのではないか。

5—3 保育士と社会福祉士との関係について

今後、社会福祉士資格と関連づけていく必要があるが、そもそも社会福祉士と保育士の間にある児童指導員との関係がある。ここを通じてどう考えるか。児童指導員は、社会福祉士が行う職務として位置づけられている。逆に養成課程の中で社会福祉士の国家試験を受ける為に実習をする所は、保育士だけの施設は除外されて

いる。児童指導員が含まれているから社会福祉士となっている。保育士と児童指導員がほとんど同じという所があれば、単純に、女性は、保育士、男性は児童指導員として採用している所もある。保育士と社会福祉士の職務関連性は、ソーシャルワークとケアワークの養成システムの中で関連して緊急検討課題だと思う。今の所、全体を見渡した、子ども家庭福祉、児童福祉の専門職というものが無い。保育士と児童指導員は、ドッキングできる部分もあるし、保育士のある部分と児童指導員のある部分をもっと別の形で専門職にした方がよいところもある。そういう意味では関連付けを図るべきだという位置。単に資格と関連付けましょう、この科目を取っていればというそういう意味ではなく、そもそも社会福祉士と保育士の間にある児童指導員、少年指導員、母子指導員などの繋がりを通じてどう考えるか。一番大事なのは、児童指導員は、保育士のような厳密な資格ではないのに、とても高度なソーシャルワークを担わなければならない。現実それが難しく、バーンアウト現象があったりする。保育士は、ソーシャルワークを制度として位置づけた。保育士と児童指導員との関連性、専門性の違いを議論した上で社会福祉士と結びつくのではないかと。

6 保育士試験について

6—1 保育士試験合格による保育士資格取得について

廃止する必要はないと思うが、国家資格とも関連する。この保育士試験を国家試験とする方向を考えるのが1つ。だが、全てではない。段階的な資格取得と考えれば、第二段階以上で国家資格とする。国家資格としながら今の保育士試験を併用させることは、不合理であると思う。

7 その他、保育士養成課程について全般的に

7—1 保育士養成課程全般についてのご意見

1つは、保育士の職務。18才未満の全ての子どもを視野に入れた大切なケアワーカーであり、保育ソーシャルワーカーであるという視点

をどの領域でもどの内容でも明確にする。その上で更に養成資格取得のあり方を見直して、段階的なものが必要ではないかという趣旨。もう1つは、子どもに関わる専門職としての保育士と児童指導員、少年指導員などとの専門職として位置づけられている職種の再統合。保育士と児童指導員が非常に共通することもあるし、全く別の趣旨で考えなくてはならない所もある。そういうことも視野に入れて、特に社会福祉士との資格との関連や課題があると思う。

(2) P氏

1 教育内容について

1-1 現行の教育課程について

家族援助論と社会福祉援助技術演習は、もう数年でなくすべき過渡的な科目。保育士としての専門的な支援、保護者支援ということで、保育指導原理という科目を新たに作らなければならない。もう1つは保育の技術として保育指導技術というものを確立させて保育指導技術論を必修にする。そして、保育指導技術演習を加えて3科目を必修にする。社会福祉援助技術はソーシャルワーカーの技術で、いわば周辺領域を学ぶというところで否定はしないが、保育士がどこまで子育て支援をするか、これ以上やったら親の子育ての喜びを奪ってしまうなど、保育士の固有の子育て支援のための援助技術として何の為にどのようにして行うかという原理論、保育指導原理といった科目が必要。臨床心理士もソーシャルワーカーも医者も行っている家族援助、子育て支援を、保育士はどのようにやるのかということを入れていくことが大事。

1-2 教育課程について今後どのようにあるべきか

上記の保育指導業務関係のカリキュラムを充実させることに加え、アセスメントとマネジメントの科目を充実させていく必要がある。

1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

今の養成体系のままで充実させていくことは基本的には難しい。抜本的にやるならば、半期を授業に半期を実習だけにあてるというような

形にする。現実的には大学によっては複数資格とれるようになっているので、保育だけを何とかするというのはかなり難しいのではないかと。

1-4 養成課程の科目や内容の共通部分を多くするか、独自で設定する自由度を増やすか
共通部分を多くするよりは、自由度を増したほうがよい。多様な専門性をもった保育士が必要。ただし、保育士としてのベースはもっているということが必要。共通や基本は大事にしながらも養成校の特色が出せるように自由度を増すという方向の方がよい。

2 国家試験の導入について

2-1 養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

絶対に必要。保育士が国家試験を免除されているという合理的な理由は何もない。保育士の待遇を上げていくためにも国家試験の導入は必須。早急にやらなければならない。

3 保育士資格のあり方について

3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

前提条件として、保育が資格によって違うので、保育という言葉の整理が必要。保育を児童福祉法では0～18歳未満を対象としているが、学校教育法では保育は幼稚園が就学前の満3～5歳の児童に対して幼稚園教育要領に基づいて幼稚園教諭が行う業務とされている。一方、認定子ども園では、幼稚園教育要領に基づいて学校で行われるものを教育と定義、幼稚園教育要領に準じて保育所で行うものを保育としている。混乱のきわみ。

そのうえで、保育士というのは、今の保育所を含む、児童福祉施設、児童福祉施設全般を対象とする以外にも、玩具屋さんやベビー服売り場、子供服売り場、離乳食売り場とかいわゆる子ども産業に保育士が入っていかなければならない。また、在宅サービスもある。子育て支援事業の中にも保育士は入っていける。

そういう意味で三つに再編成する。就学前を対象にした保育職、就学後を対象として施設と

か放課後児童クラブなどの養育福祉士ともいうべき保育職。さらに、子育てのコーディネイトをするケアプランを作るような子育て支援専門員ともいうべき保育職。

3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて
基礎資格があつて、その上に1年コースのように上乘せ資格とする。領域別に分けるが、国家資格としては基礎資格の保育士という1つの資格でよい。

4 保育士養成年限等について

4-1 保育士養成課程の修業年限について
2年プラス1年。2年で基礎資格、そして上乘せの1年で分野別、領域別の学ぶのが現実的。4年制大学でそれをやっても構わない。

5 保育士資格と他資格との関連について

5-1 保育士と幼稚園教諭免許との関係について

統合すべき。就学前保育職で、集団保育と個別保育をする専門職としたらいい。

5-2 保育士資格+1年間の介護福祉士養成課程単位取得による介護福祉士資格取得について

ケアという意味での本質は同じで、できなくはない。介護福祉士の資格の人が1年間の養成で保育士資格取得も可能ではないか。

5-3 保育士と社会福祉士との関係について

現状では、社会福祉士の科目に養護原理、保育原理、療育原理等の子どもの援助についての科目が入っていない。現状をベースにして考えるならば、養護と保育を一緒にして養育技術として養育概論、障害児との関わりの療育概論、介護概論の三つを選択科目にする。そういう内容を是非導入すべき。試験は、そういったものも勉強しなくてはならない。

6 保育士試験について

6-1 保育士試験合格による保育士資格取得について

現実の保育士の試験の内容、システムを完璧に理解している訳ではないので、これ以上の工夫の仕方については分からないが、養成校卒業生に国家試験を実施する時には、実務経験とスクーリングなどで道は残しておくが、今やっている保育士試験はなくす。

7 その他、保育士養成課程について全般的に 7-1 保育士養成課程全般についてのご意見

1つは、保育指導についての専門性をしっかりと確立しなければならない。保育指導原理、保育指導技術論などを教えられる教員を養成する。それを急がないとこれから保育所の子育て支援をソーシャルワーカーやカウンセラーが中心になってしまう。現に保育カウンセリング、保育ソーシャルワークとういう言葉を使い始めている。勿論、ソーシャルワーカーが保育を学んで子育て支援をすること、カウンセラーや心理士が子どものことを学んで子育て支援をすること、保育士がカウンセリングやソーシャルワークを学ぶことも大事。しかし、保育士の専門性としての保育指導を固有の技術として創り上げ、それを大学で保育士が教える、保育指導技術演習を保育士が教えていくことが必要。そのためには、保育士資格を持つ人が養成校で教えられただけの実力を身につけているようなリカレント、大学院を引き受けるなどのシステムを作っていく必要がある。

もう1つは、保育士はこれまで戦後60年近くずっと施設に閉じ込められてきた。施設以外のことについて、養成校の教員自体も意識が向いていない。そこから脱却しなければならない。子ども服、離乳食売り場とかデパートが保育士を採用して、保育講座や玩具屋さんで親の話を聞きながら遊び方のアドバイスをしながら販売するような保育士がどんどんでてこないと駄目。家庭を訪問する訪問保育士、集いの広場やディサービスなどで関わる保育士、そんな保育士を養成するということが必要。全国保育士養成協議会の英文表記も再検討が必要。

介護福祉士は、在宅福祉三本柱を法定化した

ので、その担い手として介護福祉士が多く養成された。児童福祉でも在宅サービスを法定化した。在宅サービスを担うのは保育士ではなくボランティアだということになってしまった。それを保育士が担っていくというシステムにかえていかなければならない。そのためには在宅福祉サービスにもっとお金をかけていく必要がある。

さらに、保育士の担当セクションを保育所行政を担当する保育課がもっていることも再検討すべき。医療現場にいる保育士の実情なども全然把握できていない。例えば総務課に児童福祉の人材を養成する係をおいて、そこに保育士の養成をするセクションを置くといい。保育課が保育士の担当セクションになっているので、就学前しか念頭にない。今、保育士が一番苦労しているのは、思春期の子どもや被虐待児の問題。児童養護施設や、知的障害児施設にいる被虐待児、思春期の子どもの試し行動、問題行動、非行の問題を保育士が本当は担当しなければならないが、そういう教育を受けていない。学んでも実際に対処できない。社会福祉士は相談援助専門職であり、子どもの養育に関する専門性が抜けている。相談援助をいくら学んでも虐待の思春期の子どもに対応、例えば子どもが自傷行為で頭を打ち付けている子どもにどうやったら子どもを落ち着けて座らせるかなどの技術は身につかない。そういった保育技術を養成校でやらなければならないがなされていない。養成校で行われている保育士養成の保育実技、指遊びとか歌とか表現では意味がない。そういう意味では、保育職を再構成しなければならない。

(3) Q氏

1 教育内容について

1-1 現行の教育課程について

短大の2年制と4年制をどう分けるかで分けるほうがよい。2年制の科目増は、限度。4年制は、独自に設定できるが、教養で適当ではなくここから選んでよいという強化の仕方があるといい。ソーシャルワーク、子育て支援、幼稚園、小学校などを念頭に入れて必須科目では

なく設けていく。

1-2 教育課程について今後どのようにあるべきか

《1-1》で回答。

1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

実習は、実質的には幼稚園、保育園が基本になってきたことを受けるべきだ。前回の改訂ではかなり幼保一緒になってきたが、幼保両方をとるという方向での双方の免許・資格を見直す。現状は、幼稚園免許は、小学校以上の教育に足を出しながら作っている。保育士は、福祉の方に足を出しながらカリキュラムを作っている。両方を合わせると広くなりすぎるが、幼保を踏まえた科目の再構築をするべきではないか。基本は、幼児期を中心にして、施設実習についてはオプションにしていく。原則は、幼保両方とする。乳幼児期に特化して形でいく。

幼稚園教諭と保育士と別々に並行してやっているが、幼稚園でも学んだことが保育園でも活かせるような形で考えていく。なぜなら認定こども園での実習で困る。八週間の中での実習の設計について柔軟性を持たせて、養成校に任せしていく。

1-4 養成課程の科目や内容の共通部分を多くするか、独自で設定する自由度を増やすか

この前も大綱化した。科目としてはあれぐらいじゃないかと思っている。量的には限度。加えることはいいが、最小限必修。シラバスの作りは、緩めた方がよい。例えば発達心理学ではしぼりすぎ。幼稚園、保育園の発達について理解しなさいという程度で個別的な所には入らないほうがよい。今はかなり細かい。現場への不信感を感じる。

一方で教職課程の幼稚園の方は、あまりにバラバラなところがある。例えば、保育内容の環境は、様々で昆虫のことをやる人もいれば、大人の世界教育をやる人もいる。未履修はないが、称したものはかなり別のことをやっている場合もある。

2 国家試験の導入について

2-1 養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

介護福祉士において入るとのことだが、よしあし両方ある。誰からも文句がでないような問題となると問題作成にあたって種がつきる。ああいうものでは実力が見られない。国家試験というのも難しい。そこまでの価値があるかどうか。大学への全入時代というが、苦情のうちの半分は、人との応対ができない、朝起きられないなどの生活態度。低いほうは、生活態度の乱れや弱さから来るもの。実習レベルでも子どもと遊べない。親と挨拶ができないなど。今年は、特に短大などで志望学生が去年の三分の一、半分の所もあると聞いている。そうなった段階で誰でも入れてしまう。専門家の目でちゃんとやっているかをきちんとチェックしていく方向がいいのではないかな。一律のペーパーテストでは、本当の力がつかないのではないかな。かえって弊害があるのではないかな。養成校水準や独自の第三者評価を作るといいのではないかな。ただ、保育士養成校に看護師、医師の国家試験のような導入することも考えられると思うが、自分たちが落としにくい子をあきらめてねと言えるかもしれない。

3 保育士資格のあり方について

3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

乳幼児期に特定する。

3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて
施設の保育士、保育所の保育士、専門分化した保育士についてはどうか。

短大、四大でいえば、二種、一種でよいのではないかな。特別な領域が四大の学習で可能かどうか。今の四大の教育水準を考えるとむしろ修士課程で考える方がよいのではないかな。うちは、障害を強化しますよというような四大のオプション化する分にはいいかもしれないが、ニーズとしても乏しいのではないかな。保育士は、何でも出来なくてはいけない。

4 保育士養成年限等について

4-1 保育士養成課程の修業年限について
幼稚園に合わせて一種、二種、専修としていく。一種、二種と橋渡しするものを作る。専修で専門分化していくようなルート。

四大卒を増やす。一種免許にして小学校教諭と対等にしたい。いずれは幼稚園としては、小学校教諭と同じような待遇にしたいと考えている。くっつけたときに幼保合同でも学歴の差があることは問題がある。看護師の方が修士、博士が増えてきている。リーダー層は、博士がある。いずれ保育学博士をつくらなければならない。その時には、幼保が一緒になっての保育学博士が必要。地方にいくと短大が多い現実論を考えるとその分け方しかないのではないかな。四大に一気にするのは、難しい。現場のニーズとして2年制でよいというものがある。10年かけて四大を増やしていく所でまた考えていくことではないかな。

5 保育士資格と他資格との関連について

5-1 保育士と幼稚園教諭免許との関係について

両方必要で科目の整理をしていく必要がある。

5-2 保育士資格+1年間の介護福祉士養成課程単位取得による介護福祉士資格取得について

単位が増えて、実習が増えると一年間ではきつい。現実として保育士+2年間でないと無理なのではないかな。介護福祉士としては、求人は多い。100%の就職率。それから先、保育士を持っていることがどれだけプラスかは分からない。広い意味では生きているとは思いますが、大きなプラスになるとは思えない。介護福祉士は基本的に専門学校。しぼりはきついに保育士よりも安い給料で働いている。

5-3 保育士と社会福祉士との関係について

親御への支援ということで家庭で色々困難を抱えた中では、そこをどうしていくかがある。幼保にしておいて、4年制で社会福祉士をとっていくことを認めていく。来年以降社会福祉士

のカリキュラムが変わっていく中でももしかしたら4年制大学でも厳しいかもしれない。保育士と社会福祉士だけで幼稚園をとれないと言ったら、学生は来ない。

6 保育士試験について

6-1 保育士試験合格による保育士資格取得について

1つのオプションとして、今でも幼稚園養成だけの所があって、保育士試験で保育士をとる。あの試験は、試験でいい。保育士試験を通った人の採用は、仮採用でするのはどうか。プレサービスのトレーニングを考えなければならない。採用にあたってはそういうことを入れなさいと設ける。特に実習について。

7 その他、保育士養成課程について全般的に

7-1 保育士養成課程全般についてのご意見

通信課程をどうするか。同じ養成校の水準ではない。同じ実習などは満たしているが、あちこちに委託している。別な所が受けて、通信に回している。抜け道が広がっている感じ。養成校が頑張っているのに通信が広がり、イージーになっているようにも思える。通信の意義は理解するが、変だなという感じをもっている。

15回授業確保ということでは、いいが、学生ひとりひとりについて三分の二は確保する程度でなければ、学事日程も組めない。養成校の先生といえども大学の教員、研究も社会的貢献も必要だが、出来なくなる。研修、学会、助言活動も出来なくなっている。15回のやり方を養成校に委ねてほしい。監督などは、保養協に委ねるなどでいいのではないか。第三者や外部評価でチェックしていくことではないか。自主機関でやったらどうか。

(4) R氏

1 教育内容について

1-1 現行の教育課程について

必要なものがちゃんと入っていると思うが、この中で問題になるのはカリキュラムの種類と

いうよりも、科目内容の充実ではないか。かつて教員養成審議会に出席していて問題になったのが、小、中、高の養成の段階で、ほとんどが一種なのにも関わらず、保育に関わる幼稚園教諭は、ほとんどが二種免許状。そこで一種免許状所有者を増やす必要があるとの論があったが、養成の方法はそのままにしておいて、単に単位を増やすとか科目を多くすればよいというのでは同じではないか。机の上の学習ということは、幼児の保育ということについては、それほど有効ではないのではないかという意見が強く見送られたという経緯がある。そこの辺りが1番大事な問題かと思っている。それにそれぞれの科目で何を重点に学ばせるかも問題。たとえば、教育原理は、多くは幼稚園関係ではなく小中学校の教授が定年退職して教えていて、そうなる学生にとって一番興味がない、知りたいことではないという現状もあることが指摘された。現実の問題に結びつけばいいという問題だけではないが、どのように保育と関連しているのかということが考えられる必要がある。発達心理学についても同じことが言える。発達の考え方自体が昔とは180度といったらいい過ぎだが、変わってきているにも関わらず、昔のまま教えているようなところもある。発達段階についての考え方は、今では常識として発達のプロセスという考え方に移行してきているにもかかわらず、昔の通りに教えている人もある。そういうようなことで、科目の内容を一つ一つ検討し、充実していく必要があるのではないか。倉橋惣三の提唱によって東京女子師範学校に保育実習科というのを2年間置いていた。そこを出た人たちが長い間、日本の保育に影響力を持ってきたというのは、保育のことを分かっていた。卒業生の会であるみどり会の方にヒアリングしてみると講義を聞いたり、ディスカッションをしたり、実習をしたりということを並行的にやっていた。現場の中で出て来た問題を取り上げて、ディスカッションしたり、講義したりするやる方でやったので学生の方も何を学んでいくかを自分の課題にひきつけて考えることができたという。しかし、現場の実習先になると早い段階

で何も勉強しないで来て困るということを言われる。その辺りで養成側だけ、現場だけということではなく、これからは、両方が一緒になって考えていかなければこの問題は解決しないのではないかと思う。

1—2 教育課程について今後どのようにあるべきか

前述のことに加えて、保育士の場合に幼稚園との関連をどうするのか。保育士の中で保育所保育士と施設保育士の問題を含めてどう考えていくかという問題を含めて考えていく必要があるのではないかと。

1—3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

現在もやっているかどうか分からないが、十文字学園が1年の最初から実習を入れてやっていた。グループに分け付属幼稚園に実習に行ったグループは、翌週はディスカッションをするなど年間を通じてやっている。付属幼稚園なので一般化できるかは分からないが、かなりユニークに個々の学生に対する対応を考え、実習を行っていた。実習のあり方としては、ただ、単位を取ればよいということではない。実習の現場が余計な負担というのではうまくいかない。ある意味では共に学ぶという互惠性のある実習をして、施設側も実習生を育てる、ある意味では養成校側も実習現場を支援をしているんだという意識を持ってやれるようになれば、実習施設に還元され、お荷物を預かっているという形はなくなるのではないかと。その辺りを色々な知恵を出していく。大学自体が現場にどれ位貢献しているか。今は社会貢献が大事で、そういう観点で単に施設に学生を預けるということだけでなく一緒になって学生を育てるあるいはみんなで育ち合うというような方向に変えていく必要があるのではないかと。

1—4 養成課程の科目や内容の共通部分を多くするか、独自で設定する自由度を増やすか

本当は、自由にしてちゃんとやれるのが1番いいのではないかと思うが、大学によってはこれで本当に養成ができるのかと思えるようなないかげんなどところもあった。ある地域で非常に

沢山の養成校がある。色々な質の学生がくる中で学生自身も劣等意識をもってきている。自分は最後にここに来たんだという意識をもってきている学生のその意識をどう変えていくかという所で努力している所がある。成績とかそういうものよりも、自分がそれを選び、主体として保育者を目指してきたということを生かしながら、アイデンティティをどう形成していくかを課題にしている。そうしたなかで、学生はかなり変わっていく。それぞれの大学が目指している事情も違うし、うちの大学は、こういうことをやっていこうという理念があってそれが生かせるというのがいいだろうと思う。本来大学はそういう所ではないかと思う。自由にやれるけれども責任を持とうという、その辺りを保育士養成協議会でそれぞれの独自性を生かしつつ、自己規制をしていく方向性を提案していったらいいのではないかと思う。

2 国家試験の導入について

2—1 養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

ドナルドショーンは、医師、弁護士などの専門性と教師・保育士などの専門性とは違うと述べている。後者は、反省的実践家であり、保育者になってから学んでいくものが多いと言っている。一番の基本は職務について、現場のみんなと協調性、同僚性をもって学んでいくものだという。大学は、出せばいいということではなく、出してからちゃんとアフターケアしていく必要がある。そのことが在學生にも生きてくる。ドナルドショーンが言うような保育士は、日々の保育を省察する中で高めていくことが中心になると。そこが医師とか弁護士と違う所。試験導入の背景には、保育士養成校が増える中で全入時代の流れがある。入学した人が全員卒業できる現行の仕組みの中で、卒業資格とイコールにするかという問題がある。日本の大学制度では、入学したら、ほとんど全員が卒業していく。そういう中で出てくる問題だと思う。卒業するということが、わが国の現状では、それだけのことを学んだという保証とはならないし、

卒業できるかどうかという人は、他の所にも問題があることが多い。本来は、こういった問題を解決すべきと思うが、世間の目は厳しくなってきた。必要最低レベルの確認の為の試験は否定できないところもある。

3 保育士資格のあり方について

3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

単純に言えないような感じがする。1つは、幼稚園と保育所の関係をどうしていくかということ。ある部分が共通するといった時には、幼稚園と保育所の免許・資格を両方とりやすくするという事になった場合には、乳児及び幼児以下にするということにすればよい。しかし福祉という仕事は、本来的にもっと総合的な対応が必要ではないか。福井県の「このゆびとまれ」という施設では、様々な施設が一体化されている。そのなかで高齢者や障害者が保育の重要な役割を担っている。幼保一体化施設の中で、両方がうまく関わり合っているところの実践をみながら、考えてみたい。幼保一体化施設の幼稚園教諭は、制度的には未満児とは関係ない。したがって同じ園にしながら、ローテーションに入らないという意識が強かったが、実際にやってみると、全員がローテーションに加わることの重要性に気づく。広く関わったり、みたりすることが必要。学生も先生も多忙な養成校でどうこれを解決していくのか。どちらをとるにせよ、関わりの基本は、年齢が違っても同じという所もある。カリキュラムを共通化していかなければならないという所もあるし、障害児施設、保育所、養護施設に特化するのか、それとももうちょっと総合化していくのかによって対象年齢は異なってくる。

3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

幼稚園教諭は、教員養成全体の中で専門性が低いと言われている。中教審の資料で、勤続年数、待遇、女性の割合などの面で、小・中学校教諭と大きく異なることが明らかとなっている。短大でも専攻科や3年制、4年制が増えていく

状況の中で、ベースの部分を共通にしておいて、障害の専門、家庭支援などをやや専門にするなど、アドバンスな面で位置づけていくのはどうか。幼稚園の免許で問題となっていることが保育士に飛び火することも考えられる。保育を中核にしながら保育士の専門性を高めていくにはどうしたらよいか。ベースの所には、保育がしっかりあるかどうか。その上でスペシャライズしていくのはどうだろうか。

4 保育士養成年限等について

4-1 保育士養成課程の修業年限について

大学の経営の問題もあると思うが、大学は経営的には短大でもっていたということもある。しかし今のすう勢としては、2年間だけの養成では忙しすぎるのではないか。4年制にする時に年限を延ばすだけでいいかという議論がある。年限はもうすこしゆとりをもった方がいいが、養成の方法を変えないで年限を延ばすだけでは同じことに終わるのではないかという指摘もある。少なくとも3年は必要ではないか。2年間ではメニューをこなしていくだけで終わってしまうのではないか。ただし、ベーシックな面とスペシャライズされた面とに分けて考えていく必要がある。「幼小」ということがほとんどの所で考えられている現状では、小児栄養、小児保健という科目は、余裕があれば両方やれるのが一番いいが、幼稚園のカリキュラムからは抜けていくことになるのではないか。

5 保育士資格と他資格との関連について

5-1 保育士と幼稚園教諭免許との関係について

保育士の方が保育者養成という点ではよく出来ている。幼稚園の方は、小中高の教員養成の並びの中で学校教育という位置づけの中で出てきている。だから科目の立て方が教職の理念と役割から始まって全て学校教育体系の中から出てきている。全部同じではひどいのではないかと。ということで、生徒指導は、幼児理解にしましょうとか、それは、カウンセリングマインドを持っていますよという形になっている。保育士の

方は、保育士だけに特化して作られている。今後非常に大きな問題となると思うが、文部科学省から「幼児教育アクションプログラム」というものが出ていて、保育所も同様に歩んで欲しい、次世代育成支援の行動計画の中に各自治体で取り入れてくれるようにして欲しい、とされている問題がある。幼小の連携を、今度は本気でやろうとしている。幼少の連携は今まで公立小学校と公立幼稚園の間では時々あったが、今度は、私立の幼稚園も入れようとしている。小学校が幼稚園の方を向いていなかったということがあったので、六ヶ月以上にわたって小学校の先生が私立幼稚園で実習をすることを数値目標として出さなさいということもそこには書いてある。幼稚園教育要領の改訂もあるが、幼稚園と小学校との連携が強調され、それが前面に出てくることになった時に、保育士と幼稚園教諭との間にある程度共通のベースが必要になってくる。幼保小の関係については、今後どう考えていくかが一番難しい問題ではないか。

医師、弁護士などと比べて専門性の種別が違うだけで専門性が低い訳ではない。今の幼稚園教諭専修の大学院は、どんな科目でもよいのでとにかく単位をとればよい、というシステムでやっている。保育士にも大学院教育は必要。社会人入学の場合は、現場的な人が多い。いっぱい研究者を目指す人は、研究一本の人が多く。そこの辺りは、現場をちゃんと知っていて、指導的な役割を担える人を養成するという考えの方がよいのかなと思う。

5—2 保育士資格＋1年間の介護福祉士養成課程単位取得による介護福祉士資格取得について

このことについては、コメントするだけの知識を持ち合わせていないので他の方にお任せする。

5—3 保育士と社会福祉士との関係について

このことについても、他の方にお任せしたい。

6 保育士試験について

6—1 保育士試験合格による保育士資格取得について

保育士試験は、保育士が足りないという所から始まったので廃止したらどうかという意見があったが、多様な人材登用や実績をみるとあった方がよい。今まで他の仕事をやっていたけれども人間を相手にする仕事、子どもを相手にする仕事をやりたいと思って保育職に変わってきた人たちがかなりいい保育者になっている。現状ではこれは残したほうがよいのではないかな。夜間や通信という方法もあるが、都会では可能かもしれないが、田舎の方では難しい。子育て支援養成講座は、現場に出て行った人たちが戻ってきて報告しながらディスカッションする演習形式などによってバックアップ研修をやっているところもあるが、今までの枠組みだけで保育士試験を考えるのではなく、何か別なやり方も模索していてもいいのではないかな。

7 その他、保育士養成課程について全般的に

7—1 保育士養成課程全般についてのご意見

全て申し上げたのでこれ以上は特にはない。

【調査協力者】(50音順・敬称略)

網野武博・岩田久・大日方すみ江・小川益丸・柏女霊峰・片山喜章・子板孫次・酒井かず子・杉本忠史・伊達直利・長井晶子・福田武比古・細江逸雄・御園愛子・無藤隆・村田巧・森上史朗・山下望

第 II 部

保育所保育指針に関する研究

I 研究目的

1965年厚生省(当時)により作成された保育所保育指針(以下、保育指針)は保育所保育の理念や保育内容、保育方法を国が示すガイドラインとして、保育現場で活用されている。現在に至るまで、子どもをとりまく環境や社会情勢の変化に対応するため、1990年の第一次改訂に続き、2000年に第二次改訂が行われている。

第一次改訂においては、核家族化、少子化など子どもをめぐる環境や子ども自身の変化が進む中、乳児保育、障害児保育、延長保育など保育ニーズの多様化に対応するために改訂されており、養護を保育内容として明確に位置づけ、子どもの主体的な活動を大切にされた環境による保育、遊びによる総合的な保育への転換が示された。

また、第二次改訂においては児童福祉法の改正(1997年)により、新たに地域の子育て支援の役割を担う保育所として対応するために、「養護と教育の一体性、子どもの主体性を尊重する保育、環境による保育」という保育の基本を継承し、機能の拡大と保育士の姿勢や役割の重要性などを示す視点が明確に打ち出された。

第二次改訂より6年経過した現在、①子育て支援事業の法定化、次世代育成支援対策、児童虐待防止対策の強化、発達障害の支援、食育の推進等、関係法令の改正等が実施されたこと、②保育所のソーシャルワーク機能を発揮した地域子育て支援の充実強化が求められていること、③保護者の就労形態の多様化により、ますます多様な保育ニーズに対応していく必要性や安全管理対策の強化が求められていること、④文部科学省においては幼稚園教育要領の改訂作業が進められている、などにより、保育指針の見直しを図り、第三次改訂を行う必要性が生じている。本研究では、保育に関連する有識者や保育実践者、並びに第二次改訂保育指針に基づき保育に取り組んできた主任保育士に対して調査を実施し、現行の保育指針の問題点や課題を聞くことにより、改訂に盛り込むべき内容や視点を抽出・整理することを目的としている。

II 研究方法

本研究では聴き取り(ヒアリング)調査及び質問紙調査を実施した。

1 聴き取り(ヒアリング)調査

平成18年7月から12月にかけて、保育に関連する有識者4名、保育実践者4名に対して聴き取り(ヒアリング)調査を行った。2名の調査者が以下の項目について質問し、回答をまとめた。

[聴き取り(ヒアリング)調査項目]

(1) 保育指針の内容及び示し方について

- 1) 現行保育指針の独自性について(養護と教育の一体性の捉え方など)。
- 2) 子どもの発達過程別の「ねらい」「内容」の示し方について
- 3) 保育士の専門性について
- 4) 保育士の研修について

(2) 保育所保育における子育て支援について

- 1) 保育指針における子育て支援に関する示し方について
- 2) 保育所保育士の行なう子育て支援の独自性について

(3) 他の専門機関との連携に関して

- 1) 幼稚園や小学校との連携について
- 2) 地域の他の専門機関(児童相談所・母子保健機関機関等)との関係について

(4) 他の課題・問題点および子育て育ち環境の変化に伴う保育指針の今後について

2 質問紙調査

現行の保育指針の内容及構成についての意見を聞くために以下の2種類の質問紙調査を実施した。対象はいずれも主任保育士である。

調査1: 発達過程区分別「ねらい」について

調査2: 保育指針の全体構成について

調査1

平成18年10月、保育士団体主催の主任保育士研修会場にて、調査主旨を説明した上で直接

配布後、翌日回収。配布数 68 件

調査内容は、発達過程区分別「ねらい」の各項目が指導計画作成時に参考にされているかどうかの実態を把握するため、「第 3 章 6 か月未満児の保育の内容」から「第 10 章 6 歳児の保育の内容」までの「3 ねらい」に示されているそれぞれの項目の必要性について「とても必要である」「やや必要である」「ほとんど必要ない」の三段階評価を求めた。また、現行の保育指針に示されている項目以外に必要と考えられる項目などについても記載を求めた。

さらに、調査 1, 2 に共通に、保育指針の活用状況を尋ねた。

調査 2

平成 18 年 10 月、全国の保育所から無作為に抽出した 2000 か所の保育所の主任保育士を対象に郵送式による質問紙調査を実施した。

調査内容は、保育指針の構成や示し方についての意見を把握するため、それぞれの章ごとに内容について「このままでよい」「一部変えるべき」「変えるべき」の三段階評価を求め、(一部)変えるべきとの評価を示した場合は、具体的な意見の記述を求めた。なお、第 3 章から第 10 章については、調査 1 と内容が重ならないように、発達過程区分、項目の示し方等について意見を求めた。

調査票は巻末に示す通りである。

III 研究結果

1 聴き取り（ヒアリング）調査結果

(1) ヒアリングの要旨

8 名へのヒアリングの要旨は以下の通りである。なお、詳細は巻末に示す。

1) A 氏（有識者：専門領域；幼児教育学・保育学）

幼稚園教育と保育所保育の関係について、両者に「養護と教育」は存在するものととらえ、

養護と教育を切り離すことをせず、基本的に幼稚園教育と保育所保育の間に、明らかな違いはないとの立場をとっていた。

現行保育指針の「ねらい」と「内容」の示し方に関しては、示し方の整理の必要性を述べていた。また、発達過程と発達段階の違いを明確にし、「～歳頃」という記述が望ましいとしていた。

保育士の専門性については、臨時職員が増えている現状を考えると、総則部分でその重要性について触れるべきと述べていた。併せて、研修に関しては、保育者は具体的な事例を通して育っていくと考え、園内研修を実施し、個々の保育者がエピソード記録を通して事例を省察することの重要性を指摘していた。

保育所における子育て支援については、保育指針の中でどこまで示していくかが課題であるとし、これからの保育指針は正規の保育と子育て支援の両方を含んでいないと成立しないと考えていた。また、親支援や地域支援、ボランティア支援も視野に入れていくことにも触れていた。長時間保育は幼稚園も倣えるものが望ましいとも述べていた。

今後の課題として、現在通知文書である保育指針の告示化の問題をあげていた。

2) B 氏（有識者：専門領域；発達心理学）

今後の保育指針を考える上で、幼稚園教育との整合性をどのようにとっていくかを課題としていた。また、幼小連携の問題、子育て支援の内容に関しても明確に示していくことの必要性を指摘していた。さらに、総則に示されている、「保育に欠ける」という表現について、要検討であることも述べていた。

子どもの発達過程別の「ねらい」、「内容」の示し方に関しては、発達心理学の知見が十分に反映されているとは言い難いと述べ、特に乳児保育については発達を促す視点が必要としていた。また、4, 5 歳児の教育的要素の扱い、障害児保育への対応、発達過程区分などについても指摘があった。第 2 章の子どもの発達は、抽象度の高い表現であるものの、よくできている

とのことであった。保育士の研修に関しては、保育所間で研修の実践に落差があること指摘した上で、現職研修の充実を図ることを課題としてあげていた。

保育所における子育て支援に関しては、多忙な保育士に多くの要求をすることの問題点を指摘していた。これからの子育て支援は、認定こども園をはじめとする他の機関が、主に担うことになるのではと述べていた。

幼稚園や小学校との連携については、すぐにできるものとして小学校との指導要録の交換などを提案していた。

保育指針を告示化することについては、保育所や保育士の地位向上の点からも賛成の立場をとっていた。

3) C氏（有識者：専門領域；児童福祉）

児童福祉施設最低基準において、保育内容の記述が不十分なので、保育指針の中に養護と教育の内容を組み込むことが重要であるとしていた。また、幼稚園教育要領同様に（幼稚園と保育所間で養護と教育の捉え方に関して温度差はあるが）、遊びの位置づけを明確にすることの必要性も指摘していた。

子どもの発達過程別のねらい、内容の示し方に関しては、第三者評価の基準の活用や、小学校との接続を意識した内容を組み込むことの必要性についての指摘があった。

保育士の専門性については、保育指針内に保育指導業務を位置づけることおよび、保育士としての遵守事項を組み込むことの必要性、保育士の専門性に関する体系化の必要性、保育士の自己研鑽の必要性等に関して述べていた。また、研修も体系化されるべきで、全国保育士会の体系化された研修案を参考にすることを示唆していた。保育士の専門性や研修については、保育指針の中で1章設けてもよいのではとの発言もみられた。

保育所の子育て支援に関しては、カウンセラーやソーシャルワーカーを保育所内に置くことについて検討が必要とのことである。また、保育指針において、保育士が子育て支援において

どのような援助（カウンセラーやソーシャルワーカーとは違う）を行うのか、具体的に示すことが必要であり、保育士が行う子育て支援は保育の技術を基にしたものであることを打ち出すべきと考えていた。

他機関との連携については小学校、幼稚園だけでなく、放課後児童クラブとの連携も視野にいれるべきとの指摘があった。

その他の課題としては、指定保育士養成施設卒業後の国家試験というシステムの必要性、保育士独自の法律制定の必要性、保育所内のリスクマネジメントの問題などがあげられた。

4) D氏（有識者：専門領域；児童福祉）

保育所と幼稚園の関係について深く検討することの必要性を指摘していた。また、制度上、保育指針が独立性を持つことが必要とも述べていた。「家庭の補完」「保育に欠ける」といった表現についても要検討の指摘があった。子育て支援に関しては、13章だけでなく全ての章に散りばめることが必要とのことであった。

保育指針における、発達過程区分に関しては、現在の形で特に問題がなければそのままでも良いが、発達に関する新しい考え方（アタッチメント、食育、延長保育時に関する発達の捉え方など）は取り入れる方がよいとしていた。

保育士の専門性と研修についてはいずれも極めて重要な事柄と考えていた。特に、専門性に関しては、一つの章として独立させるべきとのコメントがあった。また、幼稚園教諭との相違点・共通点をどのように示すか、要検討であること、また保育指針の中で、保育ソーシャルワーカーとしての保育士が保護者の指導を行うことについても言及すべきとの意見が見られた。研修に関しては、自己評価、第三者評価、保育実習などの観点からの見直しも指摘していた。

子育て支援は、独立した章において示されるべきとの立場をとっていた。特に、保護者への保育の指導については現行の表記では不十分とのことであった。

他機関との関係においては、幼稚園や認定こども園、小学校などを視野に入れた（特に子育て

て支援に関しては関連が深い) 保育指針であることの重要性を指摘していた。児童相談所など他機関との関係の中で保育士が果たす役割などについても課題としていた。

また、その他の課題として、保育指針改訂と幼稚園教育要領改訂のタイムラグはない方が望ましいこと、保育指針の告示化の問題、保育所保育指針を保育の指針とし、保育所に限定せず広く活用されること、などをあげていた。

5) E氏 (保育実践者：保育所)

保育指針と幼稚園教育要領は最終的には一本化されるべきとし、ある程度の強制力を持たせることの必要性を指摘していた。また、保育現場において「環境を通した保育」「遊びを通した保育」「家庭的な保育」「養護と教育の一体性」などが保育士や保護者に十分理解されていない傾向にあることも述べていた。

「ねらい」と「内容」は、実際に保育を行うときに中心的に読んでいると述べていた。実践の場では年齢別に保育を行うことが一般的なので、発達過程別に示されていることで混乱することもあるが、発達の流れについての記述は現行のものでも良いとのことであった。ただし、子どもの月齢差や精神的な発達差についての配慮や、長時間保育に関する示唆などがあると良いとの指摘もあった。

研修に関しては、その重要性は(特に現職研修の充実)は承知しているものの、現在、保育現場は子育て支援に振り回されており、全ての保育士が研修の機会を得ることは難しいとしていた。保育指針においては子育て支援に関する内容で1章たてるべきと考えていた。また、保育士が行う子育て支援には限界があることを自覚し、他機関とのネットワーク構築の必要性を指摘していた。小学校との連携については、幼稚園と保育所の共通の素地とし、0歳児から小学校就学までを見通して考えるべきとしていた。

その他の課題としては、地域の子育てに関する共通の指針の必要性、長時間保育、虐待問題、障害児保育、指導要録の問題(保育所にも必要)、幼保の違い、などについてコメントがあった。

6) F氏 (保育実践者：保育所)

保育指針は、(特に3歳未満児の)年間計画を作成するとき最も活用しているとのことだった。基礎的事項については0歳児から6歳児まで細かく分ける必要はないと考えていた。「ねらい」と「内容」の示し方については、記述が年齢別になされているので、保育所独自の発達チェックリストを作って対応しているとのことだった。「発達の主な特徴」については、発達の全体像(0歳児から就学前まで)を分断せずにつなげて示すことを提言していた。

保育士の専門性としては、状況に応じて目の前の子どもにとって最も適切な対応がとれる洞察力をあげていた。子育て支援については、日常の保育行為が持つ子育て支援機能(保育士が子どもの発達について詳しいことは保育士の持つアドバンテージの一つ)に目を向けることの必要性を指摘しており、家族支援の視点を持つことの必要性にも言及していた。

小学生が就学前の子どもとかかわる機会を持つことに意味を感じており、小学校と幼稚園、保育所が互いに相談しあえる関係を持つことが重要と考えていた。保育所には指導要録はないが、当園では小学校との連携の重要性を考え、独自に指導要録に替わる「児童票」を作成している、と述べていた。

保育指針が告示になれば、職員の意識は高まるだろうが、毎日の保育の中で何が変わるのかはわからないとコメントしていた。

7) G氏 (保育実践者：総合施設)

保育所保育の独自性についてだが、現在、幼稚園において養護の役割が大きくなっていることを考えると、保育所保育と幼稚園教育に求められているものが同一化しているのでは、と述べていた。また、保育においては、保護者との連携や協力(家庭を保育に巻き込むこと)が重要であることを指摘していた。

発達過程別の「ねらい」「内容」の示し方は、年齢ごとに段階的に書いてあるので分かりやすさもあるが、個人差を認めにくい側面もあるので、発達の節目で「ねらい」と「内容」を示す

形にして、保育指針の指導計画に関する記述のところで反映させてはどうか、とのコメントもあった。

保育士の専門性に関しては「きちんと子どもが育つ」ことが最も重要としていた。研修は重要であり、13章の研修に関する記述の部分に、日々の省察と教材研究など毎日の実践こそが研修の場である、という文言があると良いと考えていた。そのためには保育士が、保育の振り返りができる時間的余裕が必要とも述べていた。

小学校との連携を考える際、保育所を小学校の前段階として捉えるのではなく、乳幼児期の特性にあった保育を充実させること、保育所、幼稚園、小学校が相互理解することが重要と考えていた。また、地域の人々とのネットワーク内に保育所が組み込まれることの重要性についてもコメントしていた。

その他の課題としては、保育指針と幼稚園教育要領は一緒になる（かつての保育要領のように）べきであること、長時間保育の環境構成の検討をあげていた。

8) H氏（保育実践者：保育所）

養護と教育の一体性に関する理解が不十分な現状があり、「ねらい」は養護と教育それぞれに分けて示し、「内容」は生活と遊びに分けた方が良いという意見が県保育士会の中から出たとのことであった。保育所にも教育的働きかけがあることを保育士自身が自覚できるよう、養護と教育を明確にする方が良いとコメントしていた。また、保育指針の中で「内容」という言葉が様々な箇所で見られて、混乱を招きやすいとの指摘もあった。

発達過程の区分については、あくまでも発達過程と捉えることができるのなら1歳で区切っても良いと述べていた。

保育士の研修については、その重要性をはっきりさせるために独立した章にし、子育て支援に関しても章を独立させ、この章の中で他機関との連携について触れては、と提案していた。また、子育て支援の捉え方が保育所によって様々（形だけの子育て支援・営利追求がメイン

な子育て支援などもある)であることも踏まえ、13章にある「入所児童の多様なニーズへの対応」ではなく、「入所児童の保護者への子育て支援」「地域における子育て支援」にしてはどうかと述べていた。

小学校との接続については、保育所保育が小学校教育の前倒しの内容にならないよう、注意すべきとし、保育所独自の保育内容を確立させるために、保育指針の告示化が望まれると述べていた。環境による保育を堅持するためにも、保育指針の中でこの点をさらに強調することの必要性を指摘していた。また、食育に関する事項を組み込むことも重要だとしていた。

(2) 聴き取り（ヒアリング）調査から得られた論点

1) 保育指針の内容及び示し方に関して

a. 保育所保育の独自性について

現行保育指針第1章総則にある、養護と教育の一体性という保育所保育の独自性を示す表現について、様々な意見が見られた。養護と教育の一体性は保育所に限られたものではなく、幼稚園でも同様の機能は見られるという意見、保育における養護、教育に関する理解が保育の現場で十分ではないという意見はその代表的なものである。また、保育所保育と幼稚園教育の関係についての見直し（幼保の一元化を含め）が必要、という意見も見られた。さらに、「保育に欠ける」「家庭養育の補完」という表現の見直しを求める意見もあった。この表現が保育所保育の現状に見合わないのだとすれば、別の表現を考える必要性も出てくるだろう。

b. 子どもの発達過程別の”ねらい””内容”の示し方について

有識者の視点と保育実践者の視点の間に若干の違いが見られた。前者は、あくまでも「発達過程」別の記述であることをよりわかりやすく示すこと、発達の全体像を分断せず示していくこと、アタッチメント理論などより学問的基盤にたったものであることなどにウェイトが置かれ、後者は目の前の子どもを理解するときの拠